

持続可能な自治体運営に向けて

平成 1 7 年 1 2 月

川越市行政改革推進懇話会

川越市行政改革推進懇話会提言

はじめに

本市をめぐる社会環境の変化

1. 地方分権の進展と行財政改革
2. 新たな行政需要の増大
3. 厳しい財政状況と団塊の世代の大量退職

今後の行政改革への取り組み方

1. 川越市行政改革大綱の理念の堅持と集中改革プランの策定
2. 第三次川越市総合計画の実現に向けた行政体制の整備
3. 持続可能な自治体運営の確立

基本的な考え方

1. 協働によるまちづくりを推進すること
2. 行財政改革を強力に推進すること
 - (1) 財政について
 - (2) 給与等について
 - (3) 人材育成について
 - (4) 民間委託について
 - (5) 定員管理について

結び

会議の経過

委員名簿

はじめに

川越市行政改革推進懇話会は、社会経済情勢の変化に対応し、簡素にして効率的な市政を実現するために設置され、本市の行政改革を推進するために必要な事項について、意見を述べてきました。

「地方分権一括法」が平成12年に施行され、分権型社会への対応が求められる中、平成13年には、本市の中核市への移行を視野に入れ、「開かれた行政運営の仕組みを検討する」、「IT（情報通信技術）を活用した改革を推進する」、「簡素で効率的な行政運営を目指す」ことを基本方針として、本市の行政改革について提言を行いました。

この提言をもとに、本市の行政改革の理念を記述した「川越市行政改革大綱」と具体的な取り組みを掲げた「行政改革推進プラン」が策定され、当懇話会は、これらの計画の進行管理をしてきたところです。

本年度は、行政改革推進プランが最終年度を迎えること、来年度を初年度とする本市の第三次川越市総合計画の策定が進められていること、また、平成17年3月29日付けの国からの通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（いわゆる新地方行政指針）において、平成17年度を起点として21年度までの具体的な目標を示した「集中改革プラン」の策定が求められていることなどから、当懇話会は本市の行政改革について、新たな意見を求められました。

これらのことから、当懇話会は、各計画の整合性を検証するとともに、新地方行政指針に示された主要項目について、討議を重ねてきた結果、本市の行政改革について、以下のとおり提言を行うものです。

本市をめぐる社会環境の変化

1. 地方分権の進展と行財政改革

平成12年4月の「地方分権一括法」の施行により、国から地方への権限移譲が拡大し、地方の自立性・自主性の向上に向けて大きく前進しました。

こうした中、本市は、平成15年4月には地方分権の先導役である中核市へと移行し、福祉、保健衛生、環境、都市計画等の分野において事務処理権限が大幅に拡充しました。

今後、地方は、税源移譲、補助金改革、地方交付税改革を内容とする三位一体の改革の推進によって、より自主的な施策の立案が可能となる反面で、一層の財政運営の自立性の向上を図ることが求められています。

2. 新たな行政需要の増大

少子高齢化による家族構成の変化等により、以前は主に家庭において担われていた子育てや介護などが、公共サービスとして求められるようになってきました。

また、多発する犯罪や大規模化する災害に対し、市民が安心・安全に生活できる日常空間を確保することなども求められています。

さらに、急激なIT社会の進展に対応して、情報セキュリティの確保に留意しながら、電子市役所の構築を図っていくことなど、新たな行政需要が増大しています。

3. 厳しい財政状況と団塊の世代の大量退職

現在、国・地方を通じた財政状況は、借入金残高が700兆円を超えるなど依然として厳しい状況にあります。

本市においても、公債費、人件費、扶助費などの義務的経費が増加し、毎年、厳しい財政運営が続いています。

このような状況の中、2007年から始まる団塊の世代の退職によって、市税の減収傾向が予想されるなど、本市の経営資源はさらに制約されることとなります。

一方で、活力あふれる世代が地域に戻り、地域に関わりを持つことで、今後の行政・地域コミュニティのあり方も大きく変わることが予想されます。

本市においても、このような社会環境の変化への対応を図り、次代へ負担を残さない持続可能な自治体運営に向けて行政改革を推進することが求められています。

今後の行政改革への取り組み方

川越市行政改革推進懇話会は、社会環境の変化への認識のもと、新たな提言を行うにあたり、平成13年に行政改革大綱とともに策定された行政改革推進プランが本年度を持って期限を迎えること、来年度が第三次川越市総合計画の初年度であること、新地方行革指針によって集中改革プランの策定が求められていることなどを考慮し、以下のとおり行政改革に取り組むべきと考えます。

1．川越市行政改革大綱の理念の堅持と集中改革プランの策定

川越市行政改革大綱は、当懇話会が行った提言「新たな行政改革の推進について」を踏まえ、平成13年に策定されました。この行政改革大綱は、前年の「地方分権一括法」の施行を背景に、推進すべき改革の方向性や視点などの理念を記述したものであり、この間の社会環境の変化を超えて、現在でも充分適用するものと認識しています。

現行の行政改革推進プランについては、計画期間が終了することから、積み残し課題を整理することが必要となります。

その上で、当懇話会が討議した内容を踏まえ、可能な限り明確な数値目標を明示した集中改革プランを策定し、行政改革に取り組むべきと考えます。

2．第三次川越市総合計画の実現に向けた行政体制の整備

現在策定中の第三次川越市総合計画は、平成18年度を初年度とし、平成27年度までを計画期間とする、市の最上位に位置する計画です。

行政改革の目的は、総合計画によって示されるビジョン（将来都市像）の実現のために必要な制度、施策、組織などの行政体制の整備を行うことにあります。

当懇話会は、第三次川越市総合計画の実現に向けた行政体制の整備に取り組むべきと考えます。

3．持続可能な自治体運営の確立

人口の減少、少子高齢化、財政規模の縮小などは、今までの右肩上がりの経済や財源を前提とした硬直的なシステムでは、到底対応できません。

成熟時代にあっては、Plan(計画) - Do(実施) - Check(評価) - Action(改善)のマネジメントサイクルにもとづき、環境の変化に対応して資源を柔軟に配分できる行政運営が求められています。

次代への負担を残さない持続可能な自治体運営の確立に向け、行政改革に取り組むべきと考えます。

基本的な考え方

川越市行政改革推進懇話会は、本市が持続可能な自治体運営の確立を図るためには、「協働によるまちづくり」と「行財政改革の強力な推進」が必要であるとの認識に立ち、以下の基本的な考え方のもと、行政改革を推進することを提言します。

1. 協働によるまちづくりを推進すること

地方財政を取り巻く環境が依然として厳しい中、従来の公共サービスの水準を維持しながら、新しいニーズに対応していくためには、「公共」のあり方を根本的に考え直すことが必要です。

新地方行革指針によって示されたように、拡大する公共領域と縮小する行政との間にできた空間は「新しい公共空間」として、認識されるべきであり、経済合理性のみによって支配されるべきものではないと考えます。行政が一定の関わりを持ちつつ、新たに民間企業や住民、NPO等の多元的な主体によって担われる「新しい公共空間」を律する協働¹の仕組みづくりが必要となります。

協働については、前回の提言においてもその必要性を指摘し、行政改革大綱においても、「市民と行政との協働関係の構築」が課題とされています。

大綱策定後、市民の市政への参画意識も醸成され、また、「新しい公共空間」を担う能力のある民間団体、NPO等も現れるようになり、いよいよ協働のまちづくりへの機運が高まってきました。

今後は、より具体的に協働のまちづくりを推進するための指針の策定、協働のための部署の拡充、協働に対応できる職員の育成等が必要とされています。

また、協働の前提として、情報を共有すること、行政の透明性を確保することが不可欠であると考えます。引き続き行政評価制度、情報公開制度を拡充し、市民から「見える行政」運営に努めることが必要です。

¹ 協働：市民、自治会等の公共的団体やNPOなどの民間団体、企業や大学などの事業者及び行政が、地域の課題に対し、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え、協力し合って取り組んでいくことを言います。

2. 行財政改革を強力に推進すること

本市の行政改革は、行政改革大綱、行政改革推進プランに基づき、着実に進展してきましたが、景気の先行きは依然として不透明であり、歳入の根幹をなす市税は伸び悩み、三位一体の改革の影響で地方交付税も大幅に減少するなど、財政運営は年々厳しさを増しています。

こうした中で、本市が多様化、高度化する市民ニーズに応え、第三次川越市総合計画が掲げる将来都市像を実現していくため、当懇話会は、以下の行財政運営上の主要項目について検討するよう提言を行うものです。

(1) 財政について

経営の観点を取り入れた行財政運営のしくみを検討すること。

今後予想される労働人口の減少に対応し、税収を確保し、都市としての活力を維持するため、積極的に産業振興を行うこと。

融資制度をより使いやすくするなど、企業の活性化策を図ること。

市民の納税意欲が低下しないよう、公平公正の観点から、滞納整理をはじめとする収納率の向上を図ること。

財政構造においては、義務的経費²の増大による硬直化が懸念されているが、給与・手当ての見直し、定員管理等を通じて人件費の総額の抑制に取り組むこと。また、市債については、次代への負担を考慮し、抑制的な活用に努めること。

義務的経費の抑制にあたっては、社会的弱者に対する配慮を欠いたものにならないよう留意すること。

事務・事業の実施にあたっては、厳しい財政状況の中で行うのであるから、行政評価等を通じて費用対効果を明らかにすること、また、その事業が市民満足度の向上につながるものであることを説明すること。

財政運営にあたっては、今後の社会環境や人口構成の変化を見据えつつ、第三次川越市総合計画の諸施策を計画的に実現するため、早急に中期的な財政計画を策定すること。

² 義務的経費：人件費、扶助費、公債費のことで、支出の削減が難しい経費。

(2)給与等について

本市の給与水準は是正が進み、国家公務員の給与水準を100とした場合の数値であるラスパイレス指数は99.0となりましたが、地方公務員の給与は、地域の給与水準に比較すると、まだ高い水準にあるとの批判もあることから、今後はより地域の給与水準を反映した給与構造となるよう検討すること。

特殊勤務手当については、支給の経緯や必要性の有無について検証し、市民の理解が得られないものについては、廃止すること。

定年退職、勧奨退職の際、特別昇給が実施されているが、退職手当のかさ上げではないかとの批判もあり、国や他の自治体でも廃止しているところが多いことから、早急な見直しをすること。

(3)人材育成について

本市においても、人事評価制度が試行される予定と聞くと、信頼に基づいた制度になるよう心がけること。また、過度な成果主義が公務に馴染まない場合もあることを考慮すべきこと。

評価制度の運用にあたっては、公平性、透明性に留意すること。

職員の資質向上を図るため、職員研修を充実すること。また、研修を受けやすい職場環境も整備すること。

職員に対し顧客主義を徹底させること。

人口33万人を抱える本市のビジョンを描けるような職員の育成に努めること。

(4)民間委託について

民間委託については、本市の「民間委託等の推進に関する指針」に基づき市民サービスの向上、事務の効率化、経費の節減を目標に取り組むこと。

指定管理者制度の運用にあたっては、市民サービスの水準が低下しないようにすること、利用者にとって不公平な運用がされないよう留意すること。

民間委託にあたっては、市民サービスの水準が低下しないように留意するとともに、直営の場合とのコストの比較をし、委託の効果を明確にすること。

民間委託について、サービス向上等についても、市民の納得できるような基準を検討すること。

公共サービスについては、委託に馴染むものと馴染まないものがあると考えられるので、市民の理解を得ながら実施すること。

公共サービスの民営化、民間委託化等にあたっては、適正なサービスが、サービスを必要としている人に対して適切に提供されているかを、モニタリングする手法を検討すること。

(5) 定員管理について

定員の管理については、適正な市民サービスを提供するため、事務事業の見直しや組織機構の見直しによって必要な職員数を確保すること。

委託や臨時職員の活用によって、正規職員の増加を抑制すること。

団塊の世代の退職期にあっては、安易に職員を補充することなく、将来的な展望のもと、財政的な負担も考慮しつつ定員適正化計画を策定すること。

結 び

いかなる制度改革が行われようと、その改革が実を結ぶか否かを決定付けるのは、職員の意識や行動です。

分権改革によって、自治体責任がこれまでと比較にならないほど重くなった今、行政改革は、行政のあり方とともに自治体職員のあり方をも問うものです。

当懇話会は、本市の職員が、危機意識と改革意欲を持って、納税者の視点に立った市民参加の下に、効率的行財政運営に向けた不断の改革に取り組むことを求めるものです。

会議の経過

第1回会議 平成17年7月25日 市役所7階第一委員会室

- ・行政改革推進プランの進捗状況と指定管理者制度についての報告。
- ・国からの通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」と集中改革プランの策定体制、スケジュールについて検討する。

第2回会議 平成17年8月11日 市役所7階第一委員会室

- ・地方財政の状況及び川越市の財政状況について討議する。

第3回会議 平成17年8月25日 市役所7階第一委員会室

- ・川越市の給与、福利厚生、人材育成の推進、平成17年度の人事院勧告などについて討議する。

第4回会議 平成17年10月13日 市役所7階第一委員会室

- ・民間委託等の推進に関する指針、他の市町村における委託状況等に基づいて討議する。
- ・川越市の定員適正化計画の進捗状況と、中核市、類似団体、県内他市等との職員数を比較し、討議する。

第5回会議 平成17年11月14日 市役所7階第一委員会室

- ・第三次川越市総合計画と行政改革大綱、行政改革推進プラン、集中改革プランとの関係について討議する。
- ・これまで討議したテーマ全般に関する追加意見について討議する。

第6回会議 平成17年12月1日 市役所7階第五委員会室

- ・新たな提言について、素案をもとに内容について討議する。

委員名簿

平成17年12月現在

役職名	氏名	選出団体等
会長	小田 伍良	川越市障害者団体連絡協議会
副会長	秋山 キヨ子	主婦
委員	小寺 智子	埼玉弁護士会川越支部
委員	前田 昌彦	川越青年会議所
委員	岡本 正己	川越商工会議所
委員	鈴木 守人	連合埼玉川越地域協議会
委員	小澤 徳二郎	川越市自治会連合会
委員	立原 雅夫	会社役員
委員	中嶋 初江	川越商工会議所婦人経営者クラブ
委員	藤井 潔	関東信越税理士会川越支部
委員	須賀 庄次郎	いるま野農業協同組合
委員	山岡 俊彦	川越地方労働組合連絡協議会

